

制限付一般競争入札実施要領

この要領は、社会福祉法人みのり福祉会（以下「法人」という。）が発注する 1000 万円以上の建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事。以下「工事」という。）の入札・契約事務については、制限付一般競争入札として当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行い、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）、本法人経理規程及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ）によるほか、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

1 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
- (3) 平成 28 年鳥取県告示第 425 号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)及び平成 29 年鳥取県告示第 643 号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有する者の中から、次のいずれかを指定したものに該当するものであること。
 - ア 鳥取県中部地域（倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町）に本支店若しくは営業所を有し、入札規則第 9 条第 1 項により建築一式工事の格付が A ランク以上であること。
 - イ 当該工事と同種又は類似工事の施工実績があること。
- (4) 鳥取県から資格(指名)停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査(法第 27 条の 23 第 1 項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

(6) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本、人事面若しくは、技術面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者と法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）

イ 役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を、執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下本条において同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

ウ 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

(7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者(入札参加者自身及びその役員を含む。)のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。)を有していること。

(8) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。

(9) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に主任技術者となることができる資格を有する者であったときのものに限る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A 列 4 番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 会社案内・会社経歴書

ウ 建設業の許可証の写し

エ 平成30年度鳥取県競争入札参加資格ランクを証する書類

オ 当該工事と同種又は類似工事の施工実績を証する書類（工事契約書等）の写し

カ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書(以下これらを「提出書類」という。)は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日(鳥取県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時(提出期間の末日にあっては午後4時)までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 提出した工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある者又は入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

イ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

(4) 1に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者となった者に対して行う。

(5) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示した者を改めて落札予定者とする。

ア 鳥取県から資格(指名)停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

イ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(6) 落札者が契約締結の日(議決を要する工事にあつては、議決の日の翌日)までに資格(指名)停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札予定者に決定する。

(7) 落札予定者であつて、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(5)のただし書により落札者とされなかった者については、その旨及び条件を具備しないとされた理由(以下「資格不備理由」という。)又は落札者とされなかった理由を本法人のHPに入札結果とともに掲載する。

- (8) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(5)のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について法人に説明を求めることができる。
- (9) 当該入札の入札参加者は、入札結果に疑義があるときは、原則として開札日の翌日(休日を除く。)の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求めることができる。
- (10) 発注機関は、(8)及び(9)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。
- (11) 落札者は、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされている場合にあっては配置技術者を、追加技術者が必要とされる場合にあっては追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (14) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル(平成15年2月10日付総第824号鳥取県総務部長通知)に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。
- (15) 入札参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 落札決定後の手続

- (1) 入札終了後、落札者(免税業者に限る。)は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金については、請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とする。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証
 - オ 履行保証保険契約の締結
- (3) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項の規定による前金払については、請負代金額1000万円以上の工事について、請負代金額の10分の4(入札価格によっては当該契約の

内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合にあっては、10分の2)の範囲内において前金払をする。

また、前金払の額を請負代金の10分の2にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。

- (4) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。
- (5) 落札者が(4)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(3)により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の10分の2の範囲内において前金払をする。
- (6) 落札者が(4)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第65条第4項の規定による。ただし、(3)及び(4)については、支払年度が指定されている場合においては、別途指定された年度によるものとする。
- (7) 契約は建設工事請負契約書及び建設工事請負変更契約書の標準書式について(昭和48年11月22日付発管第385号鳥取県知事通知)によって行うものとする。

5 理事会の承認を要する契約

理事会の承認を要する契約は、理事会の承認を条件に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約を締結し、承認後に本契約となるものとする。

なお、契約書の作成は落札者が行うものとする。

6 設計図書等に関する質疑及び回答

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告に定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。

なお、入札閲覧設計書に関する質問は、電子メールによる方法とし、入札参加業者全社に電子メールで回答する。

7 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、本法人のHP及び法人本部の掲示板に掲載することにより行う。
- (2) 発注工事に関する設計図書等、入札書等書式、図面・仕様書(CD-ROM)の配布は、調達公告に掲載する期日とし、入札参加者に郵送により配布・貸出をする。配布・貸出は無料とする。
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。
- (4) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

8 この要綱に定めがない事項は、鳥取県及び倉吉市公共工事関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。